

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		食生活改善事業						予算事業名		食生活改善事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	健康増進法				
			04	01	03	2501	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)							事業の区分	主要事業				
	1-1健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）												
	①健康づくりの推進							担当課係等	健康増進課				
	2健康な身体づくりの支援								健康増進係				
事業期間		継続（昭和56年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
食生活改善推進員に教育を行い、地区組織活動の助成に必要な事業を実施することで、地域住民自らの自主的な食生活の改善を推進する。							昭和53年「国民の健康づくり地方推進事業及び婦人の健康づくり推進事業」の開始に伴い、昭和56年、下館保健所主催の食生活改善推進員養成講習会が結城市民を対象に実施された。昭和57年から養成講習会修了者で結城市食生活改善推進員連絡協議会を発足した。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
食生活改善推進員を養成し、教育を行う ・食生活改善推進員教育事業：地区組織活動，生活習慣病予防，食育を中心に20時間の養成講習会を開催し，推進員を養成する。 ・食生活改善地区組織活動事業：養成された推進員で構成し，中央研修会で習得した栄養の知識や技術を家庭，地域へと伝達し，地域ぐるみで食生活の改善を目指す。中央研修会，市事業への協力（健康教室，乳幼児健診，各課要請事業），啓発活動（減塩活動，食事パナソニックの普及），自主活動（伝達講習会，ヘルシークッキング教室，親子料理教室）							結城市食生活改善推進員・市民						
【事業をとりまく環境の変化】							平成9年，地域保健法が施行され，養成事業が保健所から市町村に移譲された。						
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
・食生活改善推進員教育事業 ・食生活改善地区組織活動事業				・食生活改善地区組織活動事業				・食生活改善推進員教育事業 ・食生活改善地区組織活動事業					

■事業費

		R01年度	R02年度			
財源内訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	0	0			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	794	740			
歳入計（千円）		794	740			
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
	10 需用費	104	0			
	12 委託料	650	680			
	18 負担金補助及び交付金	40	60			
歳出計（千円）（A）		794	740			
伸び率（％）			-6.80			
備考	総合計画49ページ 予算書103ページ					

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	食生活改善推進員の研修会出席率	%	目標	85.00	85.00	85.00
	食生活改善推進員が自己のスキルアップに向けた研修への出席率		実績	81.30	0.00	0.00
	食生活改善推進員の人数	人	目標	44.00	37.00	50.00
	食生活に関する正しい知識を普及させるために食生活改善推進員が必要である		実績	37.00	0.00	0.00
成果 指標	食生活改善推進員による伝達人数	人	目標	7,000.00	7,000.00	7,000.00
	食生活改善推進員による、食に関する正しい知識・技術を伝達した延べ人数		実績	5,152.00	0.00	0.00
	推進員1人当たりの伝達人数	人	目標	160.00	160.00	0.00
	食生活改善推進員一人当たりの伝達人数		実績	139.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の死亡率が高く、予防のためにも正しい食生活の普及・推進が必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国民の健康づくり地方推進事業実施要項で実施主体は市町村と定められている。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が一般的であり、妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	コスト効率は高いが、事業全体で見るとどちらも言えない。
公平性	受益者の偏り	C 偏りがある	推進員が540世帯に1人の割合で活動しているため、市内全体に推進できていない。活動に参加を呼び掛けても、参加者に偏りが見られる。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	推進員一人ひとりが自立し、多くの方に指導できるようになってきている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	市が事務局として支援し、事業計画の通りに実行しており、順調に進捗している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
研修会で食生活改善推進員に教育を行い、各地区の推進員が伝達することを中心に、推進員が各居住地域、または団体を対象に活動を行っている。推進員が自立して指導が行えるようになってきていることは事業の成果と思われる。事業数の変動はないが、推進員の減少傾向及び高齢化に伴い一人あたりの負担が大きくなっている。 更なる負担が増えないよう、またスムーズに活動できるよう支援が必要である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか 食生活改善のための円滑な地区組織が継続できるよう、活動を通して会のPRに努め、会員数の維持・増加を図る。幅広い世代へ伝達していけるような色々な方法でPRに努めていく。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 食生活改善推進員による地区組織活動は重要であるため、計画的に推進員を養成するとともに、活動内容の活性化について推進員と協議しながら支援する。	
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	